諮問番号：令和３年度諮問第１３号

答申番号：令和３年度答申第１７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年６月２８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨、伝えたにもかかわらず収入認定したことは不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、法第２７条による指導指示内容が履行されたことから、審査請求人の保護を再開することとし、審査請求人の手持金の一部を収入認定の上、本件処分を行ったことが認められる。

（２）次に、この手持金の収入認定についてみる。

処分庁は、保護の再開に当たり、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０の問１０の２の答のとおり、審査請求人の預金残高計９５，１２４円（内訳　○○○○銀行（以下「Ａ銀行」という。）１３，６０４円、○○○○銀行（以下「Ｂ銀行」という。）８１，５２０円）のうち、最低生活費１４７，５４０円の５割に当たる７３，７７０円を上回った２１，３５４円を保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金として収入認定したことが認められる。

一方で、Ａ銀行の預金残高については、保護再開時点である平成２８年６月２２日の残高４７，６０４円ではなく、同日から同月２４日の間に審査請求人の母（以下「母」という。）に対して合計５４，０００円を送金した後の同日の残高である１３，６０４円を収入認定の根拠としたことが認められる。

この収入認定について、審査請求人は、預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨伝えたにもかかわらず処分庁が収入認定したことは不当である旨主張し、処分庁は、平成２８年５月分賃料等の支払用資金５４，０００円をＡ銀行の口座に移動した上で、同資金を母あてに送金し、母が審査請求人に代わって賃料等を支払ったとの審査請求人からの申出を受け、この申出内容が出入金記録とも矛盾しないため、保護再開時点で５４，０００円は支払い済みと判断し、残高を１３，６０４円と認定した旨主張する。

そこで、これらの審理関係人が主張する資金の流れについてみると、主張する資金の流れは、Ａ銀行の通帳の写しに記載された出入金記録とも矛盾しない。

（３）これらのことからすると、平成２８年５月分賃料等の母への送金後の残高である１３，６０４円を収入認定の根拠とした処分庁の対応は、審査請求人から預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨の申出を受け、判断されたものであり、その判断過程に取り消すまでの瑕疵があるとは言えない。

また、本件処分における保護費の算定に誤りはなく、平成２８年６月分住宅扶助費は満額の４２，０００円が支給されていることが認められ、審査請求人の住居の家賃に係る需要は満たされていたものと言うことができる。

（４）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和３年　８月１２日　　諮問書の受領

令和３年　８月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１日

口頭意見陳述申立期限：９月１日

令和３年　８月２６日　　第１回審議

令和３年　８月２７日　　審査会から審査庁に対し資料提出の求め（資料：令和３年８月３１日付け社援第２１１７号。以下「審査庁提出資料」という。）

令和３年　９月２７日　　第２回審議

令和３年１０月２５日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（２）法第６２条第１項は、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第３項は、「保護の実施機関は、被保護者が前２項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

（３）課長通知第１０の問１０の２は、「保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。」について、答として、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。（後略）」と記し、次によることとして、「１　手持金の認定　保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の５割を超える額とする。」と記している。

　　　なお、課長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査庁提出資料によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年１１月２５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）平成２７年７月３０日、母は、審査請求人の○○○を克服できるような物件を探したが、基準額内では見つからなかったとして、特別基準を適用した住宅費及び転居に際する敷金の申請を行った。同年８月１２日、処分庁は、転居費用の支給申請を却下する決定を行った。

（３）平成２７年１２月４日、処分庁は、審査請求人が同年１１月よりほぼ毎日○○○○にある○○学生青年センターに宿泊している事実を確認した。平成２８年１月６日、処分庁は、審査請求人が同センターでの宿泊を継続していることを確認し、審査請求人に面談したい旨の伝言を同センターに依頼した。その後、同人及びその母からの連絡がない状況が続き、同月２０日、「現在、学生センターに宿泊しておられますが、２月までに○○の住居に住むか、生活保護の基準内の住居に転居するか決めて報告してください。」（履行期限：同月２９日）と記載した文書により、法第２７条に基づく指導指示を行った。その後、履行期限を過ぎても、審査請求人から連絡がなかった。

（４）平成２８年２月１日、審査請求人は処分庁を訪れ、○○○○に引っ越す旨を回答した。同日付けで、処分庁は、法第２７条に基づき、同月１７日を履行期限として、転居先を探し、契約前に重要事項説明書と敷金等の明細書の提出を求める指導指示を行った。その後、履行期限を過ぎても審査請求人から連絡がなかったため、同月１７日付けで、処分庁は、同月２４日を履行期限として、同月１日付けの指導指示と同内容で催告を行った。

（５）平成２８年３月３日付けで、処分庁は、法第６２条第３項に基づき審査請求人に対し保護停止決定処分を行った。上記の保護停止に係る決定通知書には、理由について、「法第２７条による指導指示について、平成２８年２月１７日及び平成２８年２月２４日（催告）に履行されず、また平成２８年２月２９日午後２時に弁明の機会を付与していたにもかかわらず連絡なく来所がなかった為、法第６２条第三項により保護を停止します。」と記載されている。これに対して、同年４月１８日、審査請求人は同処分の取り消しを求める審査請求を行ったが、審査庁提出資料のとおり、令和３年４月３０日、同処分に違法又は不当な点は認められないとして同審査請求を棄却する大阪府知事の裁決（社援第３１６９号）が行われている。

（６）平成２８年６月２２日、審査請求人の代理人から審査請求人に係る賃貸借契約諸費用明細書の提出があった。処分庁は、間取りが確認できる別紙と合わせて重要事項説明書に代わる書類の提出があったと認め、審査請求人が指導指示を履行したと判断した。

（７）平成２８年６月２８日、処分庁は、平成２８年２月１日付けの法第２７条による指導指示内容が履行されたため、次のとおり保護を再開する本件処分を行うこととした。同日付けで、処分庁は、同月２２日から審査請求人に対する保護を再開する本件処分を行った。保護再開時点での審査請求人の手持ち金の合計額は、９５，１２４円（Ａ銀行に１３，６０４円、Ｂ銀行に８１，５２０円の残高）であった。

なお、Ａ銀行の残高については、令和２８年６月１９日付けで１３，６０４円あり、さらに同月２２日に５４，０００円が入金されて６７，６０４円となっている。この点について処分庁は、審査請求人から、○○の物件にかかる５月分賃料及び光熱水費用を支払うために資金移動を行った上で母宛てに送金を行い、母が代わりにこれらを支払ったとの申し出があり、出入金記録とも矛盾しないため、保護再開の時点で５４，０００円は支払い済であると判断して、１３，６０４円を収入認定した。

処分庁は、前記１（３）の課長通知に照らし、本件処分に当たって、審査請求人の手持ち金の合計額９５，１２４円のうち、同人の最低生活費１４７，５４０円の５割である７３，７７０円を上回る２１，３５４円を、同人の手持金として収入認定した。

（８）平成２８年７月１５日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、前記２（４）の法第２７条に基づく指導指示内容が履行されたことから、審査請求人の保護を再開することとし、前記１（３）の課長通知に照らし、前記２（７）のとおり、審査請求人のＡ銀行に係る預金残高１３，６０４円とＢ銀行に係る預金残高８１，５２０円の合計９５，１２４円のうち、審査請求人の最低生活費１４７，５４０円の５割に当たる７３，７７０円を上回った２１，３５４円を手持金として収入認定の上、本件処分を行ったことが認められる。

　　　Ａ銀行の残高について、処分庁は、保護再開時点である平成２８年６月２２日の残高６７，６０４円ではなく、同日から同月２４日の間に○○の物件に係る平成２８年５月分賃料及び光熱水費用を支払うために５４，０００円を母あてに送金し、母が代わってこれらを支払ったとの審査請求人からの申出を受け、同送金後の残高である１３，６０４円を収入認定の根拠としたと主張する。

処分庁の主張は、前記２（７）のとおり、Ａ銀行の通帳の写しに記載された出入金記録から認められる事実と矛盾しておらず、処分庁は、前記１（３）の課長通知に照らして適正に審査請求人の収入認定を行ったものと認められる。

（２）他方、審査請求人は、預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨伝えたにもかかわらず処分庁が収入認定したことは不当である旨主張する。しかし、この主張については、前記の平成２８年５月分賃料及び光熱水費用の他にいかなる家賃滞納分を指すものであるのか、事件記録からは明らかでなく、また他にこれを証する書類等も提出されておらず、説得性を欠くものと言える。

（３）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子